

質 疑 応 答 書

件名 水計建配 第 2023-3 号 仙台市・塩竈市共同浄水場他基本設計等業務委託

整理番号 233127

質 問 事 項	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書第 1 章 7 配置技術者に関する要件について、工種毎に配置技術者を配置する場合の資格要件について、建築担当は一級建築士，電気担当は技術士（電気電子部門）など，専門分野の有資格者を配置するという理解でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書記載のとおりです。
<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度の出来高について、3-4(1)～(2)，(10)～(11)となっています。(10)～(11)の作業は、本業務で送水管ルートを検討後に実施するのではなく、既計画により決定している送水管ルートに対して実施するという理解でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・送水管ルートを検討を行った上で実施します。
<p>基本設計における概算事業費の算出について 本業務は基本設計のため、土木・建築等の構造物は構造計算を行う仕様とはなっていません。そのため、壁厚、鉄筋量、基礎などの仕様が未定の状態で概算事業費を算出することとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概算工事費算出にあたっては、以下の方法が考えられますがどのような方法を想定されていますか。 ① 類似の事例や各施設の処理水量あたり単価から積算する。 ② 基本設計図から概略数量を積算した上で、鉄筋量等は想定して積算する。 ③ 構造計算を行い、壁厚等を確定させて積算する。 ④ その他 ・②または③の場合、②の数量計算、③の構造計算及び数量計算は仕様書に記載がございませんので、設計変更の対象となるのでしょうか。 ・④の場合、想定されている方法をご教示下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・②を想定しています。②の数量計算は概算事業費算出の作業に含まれるものとしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・特記仕様書第 3 章 3-1(5)～(11)の作業項目は、(4)処理フローの検討で決定した方式に対してのみ実施することで良いでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的にはご理解のとおりですが、処理フローを「総合的に評価」するために、決定した方式以外に対しても一部実施する必要性は生じるものと想定しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・「3-6 配水所再整備基本設計」では概算事業費の算出が記載されていませんが、概算事業費を算出する場合は、設計変更の対象と考えて良いでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(9)施工方法の比較検討において、「最適な施工計画案を立案」する上では経済性も含めた比較が不可欠であることから、概算事業費の算出はなされるものと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ・「3-2 撤去設計」では、設計書を作成するよう記されています。 ・設計書は、金抜きと金入りのどちらでしょうか。 ・金入りの場合の単価は提供して頂けるのでしょうか。 ・また見積は市で調査して頂けるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・金抜き設計書です。

質 問 事 項	回 答
<p>3. 3-3 国見系導水施設の(2)基本条件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ア 各占用許可権者との協議結果」は、市が協議を行い、受注者がその結果を議事録等で確認することで良いのでしょうか。それとも、受注者は協議にも参加するのでしょうか。 ・現在、想定されている占用許可権者をご教示下さい。 ・ウ、エについても協議は市が行い、その結果を受注者が議事録等で確認することで良いのでしょうか。それとも、受注者は協議にも参加するのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ア、ウ、エいずれも受注者の協議参加は不要と想定しています。 ・選定ルートにより異なりますが、占用許可権者として、道路管理者、法定外公共物管理者、民地地権者等が想定されます。
<p>4. 測量・地質調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更が生じる可能性がある場合は、調査職員と協議を行うことと記載されています。事前の段階では、具体的な変更数量は提示できませんが、最終的に数量が変更となった場合、設計変更の対象として頂けるのでしょうか。 ・仕様書に記載された測量、地質調査の積算根拠となった資料を、ご提示頂けると、概ねの変更数量について想定できるかと思えます。測量・地質調査を開始するまでにご提示頂けますでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を進める上で数量変更の必要が生じた場合は、設計変更協議の対象になります。 ・測量・地質調査の積算根拠資料は、測量・地質調査を開始するまでに提示します。
<ul style="list-style-type: none"> ・「3-2 浄水場の一部施設の撤去設計」について、アスベスト調査は実施済み、別途調査予定、該当無しの何れかと理解してよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施済みです。
<p>3-5 中継ポンプ場新設基本設計</p> <p>「(2)イ 土地所有者との用地取得に係る交渉内容」とあり、新規で用地を購入されているものと認識していますが、土壤汚染状況調査(自主調査)は実施されておりますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・用地はまだ取得しておらず、土壤汚染状況調査も実施していません。

注1 この質疑応答書は、設計図書等に対して質問がある場合（見積に必要な事項に限る。）にのみ提出してください。会社名を記入する必要はありません。